

様式1

肉用牛肥育経営安定特別対策事業参加申込書（直接交付方式参加者用）

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

肉用牛肥育経営安定特別対策事業を実施したいので、肉用牛肥育経営安定特別対策事業参加申込要領に基づき、必要書類を添えて申し込みます。

1 ※必要事項をご記入ください。

申込年月日		平成	年	月	日	
肥育事業者	フリガナ					⑩
	申込者の氏名又は法人、組織名					
	フリガナ					
	代表者氏名 (法人、組織のみ)					
	住所	(〒 -)		都道府県		市区町村
	電話	-	-	FAX	-	-
	携帯電話等	-	-	e-mail	@	
経営形態	<input type="checkbox"/> 肥育 <input type="checkbox"/> 一貫 <input type="checkbox"/> 酪農					

注1: 補填金の振込確認等で機構からご連絡する場合がありますので、固定電話以外に、携帯電話や農場の電話等をお持ちの場合は、連絡の取りやすい携帯電話番号、農場の電話番号、eメールアドレス等をご記入ください。
 2: 申込者が法人の場合は、別添3の法人概要を添付してください。

2 ※必要事項をご記入ください。

平成28年度～平成30年度における肥育牛導入予定頭数及び販売予定頭数(単位:頭)								
農場名	農場所在地 (都道府県)	年度	肉専用種		交雑種		乳用種	
			導入	販売	導入	販売	導入	販売
		28年度						
		29年度						
		30年度						
		28年度						
		29年度						
		30年度						
		28年度						
		29年度						
		30年度						

3 ※必要事項をご記入ください。

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく管理者コード		
管理者コード	管理者名	飼養場所住所

4 ※確認の上、当てはまる□にレ印をご記入ください。

配合飼料価格安定基金の加入状況			
平成28年度における加入状況	<input type="checkbox"/> 加入	<input type="checkbox"/> 未加入	
平成27年度における加入状況	<input type="checkbox"/> 加入	<input type="checkbox"/> 未加入	
加入基金名	<input type="checkbox"/> 全農基金	<input type="checkbox"/> 畜産基金	<input type="checkbox"/> 商系基金
平成27年度に加入していたが、平成28年度に加入していない場合は、その理由			

5 ※確認の上、当てはまる□にレ印をご記入ください。

平成25年度～平成27年度肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)の参加状況
<input type="checkbox"/> 直接交付方式に参加
<input type="checkbox"/> 県団体方式に参加 (契約者コード:) (契約生産者名:)
<input type="checkbox"/> 牛マルキンには参加していない

注:県団体方式に参加していた場合は、契約者コードと契約生産者名を記入してください。

6 ※確認の上、□にレ印をご記入ください。

事業実施に係る確認事項
1. 「個人情報の取扱い(別紙)」に記載された内容
2. 肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱に定める規定や牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)に違反した場合、当事業の参加を取り消されることがあること。
3. 肉用牛肥育経営緊急支援事業実施要綱(平成23年8月19日付け23農畜機第2228号)に基づき、緊急支援金等の交付を受けた場合は、緊急支援金等相当額を事業実施主体に計画的に返還しなかった場合、当事業の参加を取り消されることがあること。
4. 事業の参加を辞退した場合及び参加の取り消しをされた場合、それ以降の補填金の交付を受けることができないこと。また、納付済みの生産者積立金は返還されないこと。
5. 機構又は県団体がこの事業の実施に資することを目的に販売を行ったことを証する書類に係る枝肉の販売価格等のデータを補填金単価の算定等に利用すること。
6. 申込者(役員又は使用人を含む。)が畜産物の生産・流通・消費に関する法令への違反の容疑により、又は申込者(代表役員を含む。)が同法令以外の法令への違反の容疑により、公訴を提起された場合には、速やかに機構に報告すること。また、当該公訴を提起された場合には、個体登録を停止する措置が講じられることがあること。
7. 申込者(その代表者又は役員等を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者でないこと。また、暴力団員であることが判明した場合には、事業の参加を取り消されることがあること及び補填金の交付を受けることができないこと(既に交付した補填金の返還を含む。)
8. 事業の対象となった牛が肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱(平成23年4月1日付け22農畜機第4380号)別添2の第1の1の(1)に規定する事業の肉専用種繁殖雌牛台帳に記載された場合又は同要綱別添2の第1の1の(2)に規定する事業の奨励金の交付を受けた場合(同奨励金の交付を受けた後に譲渡されていた場合を含む。))には、補填金の交付の対象とならないこと及び速やかに機構に報告すること。
<input type="checkbox"/> 上記1～8のことについて同意しました。

【申込に必要な書類】

提出前に、下の書類がそろっているか確認の上、□にレ印をご記入ください。

1. 全ての申込者が必要なもの
<input type="checkbox"/> 肉用牛肥育経営安定特別対策事業参加申込書
<input type="checkbox"/> 環境規範の点検シート(別添1)
<input type="checkbox"/> 平成28年度における配合飼料の価格差補填に関する数量契約の写し
2. 平成27年度に直接交付方式に参加していなかった場合に必要なもの
<input type="checkbox"/> 牛個体識別全国データベースのイントラネット同意書(別添2)
3. 法人の場合に必要なもの
<input type="checkbox"/> 法人の概要(別添3)
<input type="checkbox"/> 申込法人の全部登記事項証明書
<input type="checkbox"/> 株主に関する記載内容に係る書類(定款等)
【農業協同組合及び農業協同組合連合会のみ】
<input type="checkbox"/> 農業経営規程の写し等農業経営規程に基づき農業の経営を行っていることが分かる書類
4. 要綱第6の10のただし書の規定に基づく承認申請をする場合に必要なもの
<input type="checkbox"/> 要綱第6の10のただし書の規定に基づく承認申請について(別添4)
<input type="checkbox"/> 販売が確認できる書類

お問合わせ先・申込書提出先

〒106-8635 東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル
 独立行政法人農畜産業振興機構 畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課
 電話:03-3583-8630 FAX:03-3589-8729

別添1

環境と調和のとれた農業生産活動規範 点検シート (家畜の飼養・生産)

【点検の方法】

- ① 毎年、各項目について、過去一年間の実行状況を点検します。
- ② 点検は、農業経営全体の状況について行います。(例えば、畜種ごとに点検する必要はありません。)
- ③ 点検は、次ページの「取組(例)」を参考に農業者自らがを行い、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か○印を付します。
- ④ 該当がない項目や実行できない項目がある場合は、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。
- ⑤ 作成した点検シートは、次の点検まで保存します。

チェック欄

1	家畜排せつ物法の遵守 家畜排せつ物の管理の適正化による大気、水等の環境保全や、家畜排せつ物の利用の促進による循環型社会形成への貢献を通じ、健全な畜産業の発展に資することを目的として、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)を遵守する。	<input type="checkbox"/>
2	悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行 家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。	<input type="checkbox"/>
3	家畜排せつ物の利活用の推進 循環型社会の形成や農業の自然循環機能の促進に資するため、家畜排せつ物のたい肥化、液肥化又はスラリー処理等を行い、作物生産等への利用の推進に努める。ただし、作物生産等への利用が困難な場合又はより適切な処理・利用方法がある場合には、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等の適切な方法による処理等に努める。また、地域条件等に応じ可能な場合についてはメタン発酵等によるエネルギー利用に努める。	<input type="checkbox"/>
4	環境関連法令への適切な対応 循環型社会の形成や大気、水等の環境の保全に資するため、使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。	<input type="checkbox"/>
5	エネルギーの節減 温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、畜舎内の照明、温度管理など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費がないよう努める。	<input type="checkbox"/>
6	新たな知見・情報の収集 環境との調和を図るため、家畜の飼養・生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。	<input type="checkbox"/>
【該当がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など(記入欄)】		

点検日 平成 年 月 日

点検者 印

別添2

別添

同意書

平成 年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

同意管理者

氏名又は名称印

住所又は所在地 別記のとおり

管理者等

コード番号

私は、「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」第4条第三号の規定により、下記1の利用者が、下記2の利用目的のため、家畜改良センターより、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成15年農林水産省令第72号）第6条に係る私の情報を取得することに同意します。

記

1 利用者

氏名又は名称

住所又は所在地

独立行政法人農畜産業振興機構

東京都港区麻布台2丁目2-1

2 利用目的

肉用牛肥育経営安定特別対策事業において、牛個体識別全国データベースを利用し、当該事業の事務処理に活用する。

別添3

法人の概要

1	法人名						
2	法人の種類	<input type="checkbox"/> 農業協同組合	<input type="checkbox"/> 農業協同組合 連合会	<input type="checkbox"/> 農事組合法人	<input type="checkbox"/> 合同・合名・ 合資会社	<input type="checkbox"/> 株式会社	
		<input type="checkbox"/> 特例有限会社 (有限会社)	<input type="checkbox"/> (一般・公益) 社団法人	<input type="checkbox"/> (一般・公益) 財団法人	<input type="checkbox"/> その他()		
3	①資本の額又は出資の総額(千円)						千円
	②常時使用する従業員の数(人)						人
	③株主の氏名又は名称及び構成割合(上位から累計50%以上までの者を記載)	1		%)	4		%)
		2		%)	5		%)
3			%)	6		%)	
3の③の構成割合で単独で50%以上を占める法人がいる場合は、当該法人の概要							
4	①資本の額(千円)						千円
	②常時使用する従業員の数(人)						人
	③株主の氏名又は名称及び構成割合(上位から累計50%以上までの者を記載)	1		%)	4		%)
		2		%)	5		%)
3			%)	6		%)	
4の③の構成割合で単独で50%以上を占める法人がいる場合は、当該法人の概要							
資本の額(千円)						千円	
常時使用する従業員の数(人)						人	
5	申込法人の概要		年度)				
	総売上額(千円)						千円
	うち肥育部門(千円)						千円
	肥育部門従業員数(人)						人

注: 申込法人の履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本の写し)及び株主に関する記載内容に係る書類を添付してください。

別添4 要綱第6の10のただし書の規定に基づく承認申請について

1 飼養方式の基準等

飼養区分	品種区分	概要	基準重量(kg)	肥育期間(月)	販売月齢

(注1)飼養区分欄は、飼養方式の名称を記載すること。

(注2)概要欄には、飼養方式の概要を記載すること。

(注3)基準重量欄には、基準となる出荷時の生体重又は枝肉重量を記載すること。

(注4)飼養方式の概要が記載された公的機関等が作成した飼養管理基準又は肥育マニュアル等を添付すること。

2 販売計画頭数

(単位:頭)

飼養区分	販売実績頭数 (平成27年度)	販売計画頭数(平成28年度)													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	

(注1)販売実績頭数欄には、直近1年間の当該飼養方式による肥育牛の販売実績頭数を記載すること。

(注2)当該飼養区分による牛を販売していることが確認できる書類を添付すること。